

## 社会福祉法人丹後大宮福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人丹後大宮福祉会（以下、「法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」とする）、評議員選任・解任委員、第三者委員の報酬等について定めるものとする。

### (目的)

第2条 役員等、評議員選任・解任委員、第三者委員には勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員等については、業務に応じた報酬を支給する。
- (2) 評議員選任・解任委員、第三者委員については報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に費用を弁償する。

### (役員等の報酬の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のため、出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (費用弁償)

第4条 評議員選任・解任委員、第三者委員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合は1日につき費用弁償として日当4,000円を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している職員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与等支給規則に準じた日とする。

- 2 評議員選任・解任委員、第三者委員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (報酬の日割り計算)

第7条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 5年 7月 1日から施行する。(一部改正)

この規程は、令和 5年11月 1日から施行する。(一部改正)

別表1 (役員等の報酬)

理事長	月額 50,000円	
常務理事	月額200,000円	
評議員 理事 監事	理事会等会議への出席 その他、法人・施設業務のための出勤	日額 8,000円